

「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び
「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の
パブリックコメント集約結果

「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数

0人 0件

2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降をご覧ください。

3 今後の予定

平成26年度の点検・評価を鑑み今年度の目標を遂行します。

4 参考

意見募集期間 平成27年5月1日（金）～5月31日（日）

（担当課）

倉敷市農業委員会事務局

パブリックコメント要約版

| |
|--|
| 1 案件名 |
| 「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び 「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について |
| 2 募集期間 |
| 平成27年5月1日(金)～平成27年5月31日(日) |
| 3 趣旨 |
| <p>倉敷市農業委員会では、毎年度活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画を策定し、この計画に基づき適正な事務実施に努め、農地の確保及び有効利用を図っています。そこで本年度も平成26年度の点検・評価と平成27年度の活動計画案を作成するにあたって市民の皆さんのご意見を募集します。</p> |
| 4 資料閲覧場所 |
| 農業委員会事務局 児島, 玉島, 真備 各支所農業委員会窓口 倉敷市ホームページ |
| 5 提出方法 |
| (1) 窓口への提出 ・提出先 上記「4 資料閲覧場所」まで ・提出時間 土曜・日曜・祝日を除く8時30分～17時15分 (2) 郵送 ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 農業委員会事務局 (5月31日必着) (3) F A X (086)427-3536 (4) Eメール comagr@city.kurashiki.okayama.jp |
| 6 問合せ先 |
| 倉敷市農業委員会事務局 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁6階 T E L (086)426-3895 F A X (086)427-3536 H P アドレス http://www.city.kurashiki.okayama.jp/nogyo/ |

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 岡山県
農業委員会名： 倉敷市農業委員会

法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

| | |
|----------------|----------------|
| 周知の方法 | ホームページ, 掲示板に掲載 |
| 改善措置 | 広報誌に掲載する。 |
| 周知していない場合、その理由 | - |

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

| | |
|------------|-------|
| 作製までに要した期間 | 約10日間 |
| 改善措置 | - |

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

| | |
|------|---|
| 改善措置 | - |
|------|---|

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

| | |
|-------|--------------------------|
| 公表の方法 | 事務局に備え付け, 倉敷市公式ホームページで公開 |
| 改善措置 | - |

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 133件、うち許可 133件及び不許可 0件)

| 点検項目 | | 具体的な内容 | | | |
|--------------|------|---|------------|----------|-----|
| 事実関係の確認 | 実施状況 | 申請書類の確認を行うとともに、複数の農業委員及び事務職員で現地調査を実施している。さらに必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。 | | | |
| | 是正措置 | - | | | |
| 総会等での審議 | 実施状況 | 関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに農地部会で審議している。 | | | |
| | 是正措置 | - | | | |
| 申請者への審議結果の通知 | 実施状況 | 申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数 | 0件 | | |
| | | 不許可処分の理由の詳細を説明した件数 | 0件 | | |
| | 是正措置 | 農地部会で農業委員から指摘された留意事項を申請者へ伝える。 | | | |
| 審議結果等の公表 | 実施状況 | 議事録にて詳細に記載し、公表している。あわせてホームページに掲載する。 | | | |
| | 是正措置 | - | | | |
| 処理期間 | 実施状況 | 標準処理期間 | 申請書受理から25日 | 処理期間(平均) | 20日 |
| | 是正措置 | - | | | |

(2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付 倉敷市は事務権限移譲済み)

(1年間の処理件数:313件)

| 点検項目 | | 具体的な内容 | | | |
|----------|------|---|------------|----------|-----|
| 事実関係の確認 | 実施状況 | 申請書類の確認を行うとともに、複数の農業委員及び事務職員で現地調査を実施している。さらに必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。 | | | |
| | 是正措置 | - | | | |
| 総会等での審議 | 実施状況 | 許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。 | | | |
| | 是正措置 | - | | | |
| 審議結果等の公表 | 実施状況 | 議事録にて詳細に記載し、公表している。あわせてホームページに掲載する。 | | | |
| | 是正措置 | - | | | |
| 処理期間 | 実施状況 | 標準処理期間 | 申請書受理から40日 | 処理期間(平均) | 40日 |
| | 是正措置 | 事務処理の事前周知を行う。 | | | |

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 岡山県
農業委員会名： 倉敷市農業委員会

法令事務(遊休農地に関する措置)

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|---------------------------------------|-----------|-------------|
| 現 状 (平成27年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 6,717 ha | 129 ha | 1.92% |
| 課 題 | 遊休農地を解消するため所有者等への指導と新たに発生させない為の努力が必要。 | | |

2 平成27年度の目標案及び活動計画案

| | | | | |
|----------|------------|---|----------|-------------|
| 目 標 案 | | 遊休農地の解消面積 13ha 目標案設定の考え方:遊休農地の所有者等に対する指導によって、遊休農地面積の1割程度の解消を目指すことが必要。 | | |
| 活 動 計 画 | 農地の利用状況調査 | 実施時期 | 調査員数(実数) | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | 8月～10月 | 40人 | 10月～1月 |
| | 調査方法 | 1 遊休農地調査で判明した、農地を重点的に現地調査 2 利用状況を確認 3 新たに判明した遊休農地を図面に記入 4 現地調査後意向確認が出来ていない箇所について、意向確認を行う 5 農地所有者に対する指導とあわせ、担い手や中間管理機構への農地利用集積を目指す | | |
| 遊休農地への指導 | 実施時期:1月～3月 | | | |

3 地域の農業者等からの意見等

| | |
|--------------|------|
| 目標案に対する意見等 | 意見なし |
| 活動計画案に対する意見等 | 意見なし |

4 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

| | | | | |
|----------|------------|---|----------|-------------|
| 目 標 | | 遊休農地の解消面積 13ha | | |
| 活 動 計 画 | 農地の利用状況調査 | 実施時期 | 調査員数(実数) | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | 8月～10月 | 40人 | 10月～1月 |
| | 調査方法 | 1 遊休農地調査で判明した、農地を重点的に現地調査 2 利用状況を確認 3 新たに判明した遊休農地を図面に記入 4 現地調査後意向確認が出来ていない箇所について、意向確認を行う 5 農地所有者に対する指導とあわせ、担い手や中間管理機構への農地利用集積を目指す | | |
| 遊休農地への指導 | 実施時期:1月～3月 | | | |

促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

| | | | | | |
|--------------------|--|--------|-------|--------|--------|
| 現 状 (平成27年3月現在) | 農家数 | 7,907戸 | 認定農業者 | 特定農業法人 | 特定農業団体 |
| | うち主業農家 | 488戸 | 308経営 | 0法人 | 0団体 |
| | 農業生産法人数 | 8法人 | | | |
| 課 題 | 担い手の高齢化が進み、再認定数が減少している。このため認定農業者制度や法人化の意義、メリット等について、対象者別に個別訪問等を実施して理解を得つつ、担い手確保や再認定を働きかけることが必要である。 | | | | |

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

| | 認定農業者 | 特定農業法人 | 特定農業団体 |
|-------|---|--------|--------|
| 目 標 案 | 20経営 | 0法人 | 0団体 |
| | 担い手育成に取り組んでいる農林水産課が、平成32年度末時点における担い手の育成・確保目標を認定農業者460経営と定めているため、農業委員会としても農林水産課と連携し当該目標の達成を目指す必要があると考える。 | | |
| 活動計画案 | 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動。農業委員が担当地区の意欲ある農業者を掘り起こして制度の周知を図り、各地区協議会(5地区)1名以上の認定を目指す。 | | |

(3) 地域の農業者等からの意見等

| | |
|--------------|------|
| 目標案に対する意見等 | 意見なし |
| 活動計画案に対する意見等 | 意見なし |

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

| | 認定農業者 | 特定農業法人 | 特定農業団体 |
|------|---|--------|--------|
| 目 標 | 20経営 | 0法人 | 0団体 |
| 活動計画 | 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動。農業委員が担当地区の意欲ある農業者を掘り起こして制度の周知を図り、各地区協議会(5地区)1名以上の認定を目指す。 | | |

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

| 現 状 (平成27年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
|--------------------|--|-----------|----------|
| | | 6,717 ha | 474.4 ha |
| 課 題 | 農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加、農地の分散等により農地の確保・有効利用を図ることが困難となっている。 相続等により分散した貸し手早急に農地の利用集積を図る必要がある。 | | |

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

| 目 標 案 | 集積面積 100 ha 農林水産課は、農業経営基盤強化基本構想で定める担い手への利用集積目標の達成のために、地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標を40%としており、農業委員会としても農林水産課と連携し当該目標の達成を目指す必要があると考える。 |
|-------|---|
| 活動計画案 | 9月 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動。 10～3月 担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動。 11月 耕作放棄地全体調査時に、耕作できない所有者に対し、利用権設定について説明する。 1月 農林水産課と連携し、利用権設定の周知広報活動を行う。(市広報、農業委員会だより) |

(3) 地域の農業者等からの意見等

| 目標案に対する意見等 | 意見なし |
|--------------|------|
| 活動計画案に対する意見等 | 意見なし |

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

| 目 標 | 集積面積 100 ha |
|------|---|
| 活動計画 | 9月 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動。 10～3月 担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動。 11月 耕作放棄地全体調査時に、耕作できない所有者に対し、利用権設定について説明する。 1月 農林水産課と連携し、利用権設定の周知広報活動を行う。(市広報、農業委員会だより) |

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

| 現 状 (平成27年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) | 割合(B / A × 100) |
|--------------------|--|-----------|-----------------|
| | | 6,717 ha | 1.7 ha |
| 課 題 | 農地転用には許可が必要との認識の低さから、無断転用に至るケースが見受けられる。許可が必要とのPRを農業委員会だより等により、積極的に行う必要がある。 | | |

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

| 目 標 案 | 違反転用の解消面積 0.5ha |
|-------|---|
| | 年間の違反転用が約0.7ha発生(過年を含む)、これらのうち発生年中に解消できる面積が約70%程度であるため、0.5haの解消を目指す。 |
| 活動計画案 | 違反転用防止のため、権利の移転・設定及び転用審議案件の現地調査時に併せ、違反転用の調査を随時行う。 違反転用防止のPRを広報誌等で積極的に行う。 違反転用者に対し、関係機関と連携し法律に基づいた是正指導を徹底する。 |

(3) 地域の農業者等からの意見等

| 目標案に対する意見等 | 意見なし |
|--------------|------|
| 活動計画案に対する意見等 | 意見なし |

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

| 目 標 | 違反転用の解消面積 0.5ha |
|------|---|
| 活動計画 | 違反転用防止のため、権利の移転・設定及び転用審議案件の現地調査時に併せ、違反転用の調査を随時行う。 違反転用防止のPRを広報誌等で積極的に行う。 違反転用者に対し、関係機関と連携し法律に基づいた是正指導を徹底する。 |

その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。

(3) 農業生産法人からの報告への対応

| 点検項目 | 実施状況 | | | |
|-----------------|--|---|------|--|
| 農業生産法人からの報告について | 管内の農業生産法人数 | | 8 法人 | |
| | うち報告書提出農業生産法人数 | | 8 法人 | |
| | うち報告書の督促を行った農業生産法人数 | | 0 法人 | |
| | うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数 | | / | |
| | うち報告書を提出しなかった農業生産法人 | | | |
| | 提出しなかった理由 | | | |
| | 対応方針 | | | |
| 農業生産法人の状況について | 農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数 | | 0 法人 | |
| | 対応状況 | - | | |

(4) 情報の提供等

| 点検項目 | 具体的な内容 | |
|---------------|--------|--|
| 賃借料情報の調査・提供 | 実施状況 | 調査対象賃貸借件数 303件 公表時期 平成26年12月 情報の提供方法: ホームページに掲載するとともに, 倉敷市広報誌, 農業委員会だよりに掲載。事務局窓口で賃借料情報周知チラシを備え付けている。 |
| | 是正措置 | - |
| 農地の権利移動等の状況把握 | 実施状況 | 調査対象権利移動等件数 1,272件 取りまとめ時期 平成26年12月 情報の提供方法: 農地移動実績表, 農業委員会の概要に掲載し公表している。 |
| | 是正措置 | ホームページに掲載。 |
| 農地基本台帳の整備 | 実施状況 | 整備対象農地面積 7,354ha 整備方法 電算処理システムを導入し整備。 データ更新: 年1回固定資産税データとの突合を行う。その他に利用状況調査・利用意向調査結果, 相続等の届出, 農地法の許可, 農用地利用集積計画に基づく利用権設定等, その他補足調査を実施し随時更新している。 |
| | 是正措置 | - |

その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

参考例 農用地利用集積計画の決定

(1年間の処理件数:568件、うち決定568件)

| 点検項目 | | 具体的な内容 |
|----------|------|--|
| 事実関係の確認 | 実施状況 | 農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、新規営農開始の利用権設定については、当事者から農作業暦や営農計画等の事情聴取を実施している。 |
| | 是正措置 | - |
| 総会等での審議 | 実施状況 | 関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。 |
| | 是正措置 | - |
| 審議結果等の公表 | 実施状況 | 議事録にて詳細に記載し、公表している。あわせてホームページに掲載する。 |
| | 是正措置 | - |

(5) 地域の農業者等からの意見等

| | |
|-----------------|------|
| 農地法第3条に基づく許可事務 | 意見なし |
| 農地転用に関する事務 | 意見なし |
| 農業生産法人からの報告への対応 | 意見なし |
| 情報の提供等 | 意見なし |
| その他法令事務に関するもの | 意見なし |

法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|---------------------------------|-----------|-----------------|
| 現 状 (平成26年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B / A × 100) |
| | 6,802ha | 125ha | 1.84% |
| 課 題 | 農地利用状況調査の実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が必要。 | | |

2 平成26年度の目標及び実績

| | | |
|-------|-------|----------------|
| 目 標 | 実 績 | 達成状況(/ × 100) |
| 12 ha | 17 ha | 142% |

3 2の目標の達成に向けた活動

| | | | | |
|----------|--------------------------------|---|-------------|-------------|
| 活動計画 | 農地の利用状況調査 | 調査実施時期 | 調査員数(実数) | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | 10月～12月 | 40人 | 12月～3月 |
| | 調査方法 | 1 耕作放棄地全体調査で判明した、農地を重点的に現地調査 2 利用状況を確認 3 新たに判明した遊休農地を図面に記入 4 現地調査後意向確認が出来ていない箇所について、意向確認を行う 5 農地所有者に対する指導とあわせ、担い手等への農地利用集積を目指す | | |
| | 遊休農地への指導 | 実施時期:1月～3月 | | |
| 活動実績 | 農地の利用状況調査 | 調査実施時期 | 調査員数(実数) | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | 10月～12月 | 40人 | 12月～3月 |
| | 調査方法 | 1 管内全域を調査区域とし、遊休農地調査で判明した農地を重点に担当地区ごとに農業委員が現地調査を一斉に実施 2 遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、都市計画図に記録 3 新たに判明した遊休化している土地の地番、所有者を調査 4 仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査 | | |
| | 遊休農地への指導 | 実施時期:1月～3月 | | |
| | | 指導件数:84件 | 指導面積:73.8ha | 指導対象者:807人 |
| | 遊休農地である旨の通知 | 件数:66件 | 面積:2.3ha | 対象者:20人 |
| | 農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告 | 件数:0件 | 面積:0ha | 対象者:0人 |
| その他の取組状況 | 農業委員により、農地パトロールを実施。 | | | |

4 評価の案

| | |
|------------|---|
| 目標に対する評価の案 | 遊休農地の所有者等への指導が行えており、目標としては妥当。 |
| 活動に対する評価の案 | 遊休農地の所有者等への指導は進展し遊休農地解消への理解が進みつつある。このため、農家への事前周知による円滑な利用状況調査や指導を行うとともに、指導の段階で遊休農地の有効利用が図られるよう徹底することが必要。 |

5 地域の農業者等からの意見等

| | |
|---------------|------|
| 目標の評価案に対する意見等 | 意見なし |
| 活動の評価案に対する意見等 | 意見なし |

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

| | |
|----------|---|
| 目標に対する評価 | 遊休農地の所有者等への指導が行えており、目標としては妥当。 |
| 活動に対する評価 | 遊休農地の所有者等への指導は進展し遊休農地解消への理解が進みつつある。このため、農家への事前周知による円滑な利用状況調査や指導を行うとともに、指導の段階で遊休農地の有効利用が図られるよう徹底することが必要。 |

促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

| | | | | | |
|--------------------|--|--------|-------|--------|--------|
| 現 状 (平成26年3月現在) | 農家数 | 7,907戸 | 認定農業者 | 特定農業法人 | 特定農業団体 |
| | うち主業農家 | 488戸 | 339経営 | 0法人 | 0団体 |
| | 農業生産法人数 | 8法人 | | | |
| 課 題 | 担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の意義、メリット等について対象者別に個別訪問等を実施して理解を得つつ、担い手を確保する必要がある。 | | | | |

(2) 平成26年度の目標及び実績

| | 認定農業者 | 特定農業法人 | 特定農業団体 |
|--------------------|--------|--------|--------|
| 目 標 | 20 経営 | 0法人 | 0団体 |
| 実 績 | -31 経営 | 0法人 | 0団体 |
| 達成状況 (/ × 100) | -155% | 0% | 0% |

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

| | 認定農業者 | 特定農業法人 | 特定農業団体 |
|------|--|--------|--------|
| 活動計画 | 農地の利用集積に向けた掘り起し活動。農業委員が担当地区の意欲ある農業者を掘り起し制度の周知を図り、各地区協議会(5地区)1名の認定を目指す。 | | |
| 活動実績 | 農業委員が担当地区の意欲ある農業者の掘り起しを行い制度の周知を図るとともに普及推進を行った。 | | |

(4) 評価の案

| | 認定農業者 | 特定農業法人 | 特定農業団体 |
|------------|---|--------|--------|
| 目標に対する評価の案 | 制度説明等個別訪問を継続したが、目標を下回る実績であった。これは、高齢化等により再認定を受けない農業者が増加した事が影響している。 | | |
| 活動に対する評価の案 | 普及の取組は計画どおり実施。今後も継続的に実施する必要がある。 | | |

(5) 地域の農業者等からの意見等

| | |
|---------------|------|
| 目標の評価案に対する意見等 | 意見なし |
| 活動の評価案に対する意見等 | 意見なし |

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

| | 認定農業者 | 特定農業法人 | 特定農業団体 |
|----------|---|--------|--------|
| 目標に対する評価 | 制度説明等個別訪問を継続したが、目標を下回る実績であった。これは、高齢化等により再認定を受けない農業者が増加した事が影響している。 | | |
| 活動に対する評価 | 普及の取組は計画どおり実施。今後も継続的に実施する必要がある。 | | |

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

| 現 状 (平成26年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
|--------------------|--|-----------|-------|
| | | 6,802ha | 445ha |
| 課 題 | 農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加，農地の分散等により農地の確保・有効利用を図る事が困難となっている。 早急に農地の利用集積を図る必要がある。 | | |

(2) 平成26年度の目標及び実績

| 目 標 | 実 績 | 達成状況(/ ×100) |
|-------|--------|---------------|
| 90 ha | 132 ha | 147% |

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

| | |
|------|---|
| 活動計画 | 9月 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動。 10～3月 担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動。 11月 耕作放棄地全体調査時に，耕作できない所有者に対し，利用権設定について説明する。 1月 農林水産課と連携し，利用権設定の周知広報活動を行う。(市広報，農業委員会だより) |
| 活動実績 | 9月 認定農業者掘り起こしの際に，利用権設定のPRをあわせて行った。 11月 遊休農地調査時に，耕作できない所有者に対し，利用権設定について説明した。 |

(4) 評価の案

| | |
|------------|--|
| 目標に対する評価の案 | 目標は達成出来たが，引き続き広報活動を活発に行う必要がある。また，農業生産法人にも利用集積について理解を深めてもらうことが必要。 |
| 活動に対する評価の案 | 認定農業者等の担い手確保とともに，農地の有効利用をはかる利用集積について理解を得るため活動を継続することが必要。 |

(5) 地域の農業者等からの意見等

| | |
|---------------|------|
| 目標の評価案に対する意見等 | 意見なし |
| 活動の評価案に対する意見等 | 意見なし |

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

| | |
|----------|--|
| 目標に対する評価 | 目標は達成出来たが，引き続き広報活動を活発に行う必要がある。また，農業生産法人にも利用集積について理解を深めてもらうことが必要。 |
| 活動に対する評価 | 認定農業者等の担い手確保とともに，農地の有効利用をはかる利用集積について理解を得るため活動を継続することが必要。 |

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|--|-----------|-------------|
| 現 状 (平成26年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 6,802ha | 1.0ha | 0.01% |
| 課 題 | 農地転用には許可が必要との認識の低さから、無断転用に至るケースが見受けられる。許可が必要とのPRを広報紙・農業委員会だより等により、積極的に行う必要がある。 | | |

(2) 平成26年度の目標及び実績

| | | |
|-------|-------|---------------|
| 目 標 | 実 績 | 達成状況(/ ×100) |
| 0.5ha | 0.5ha | 100.00% |

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

| | |
|------|--|
| 活動計画 | 違反転用防止のため、権利の移転・設定及び転用審議案件の現地調査時に併せ、違反転用の調査を随時行う。 違反転用防止のPRを積極的に行う。 違反転用者に対し、関係機関と連携し法律に基づいた是正指導を徹底する。 |
| 活動実績 | 違反転用防止のため、権利の移転・設定及び転用審議案件の現地調査時に併せ、違反転用の調査を随時行った。 また、違反転用は農地法違反である旨のPRを農業委員会だより等で積極的に行った。 違反転用者に対し、関係機関と連携し法律に基づいた是正指導を行った。 |

(4) 評価の案

| | |
|------------|---|
| 目標に対する評価の案 | 違反転用は発生防止及び早期発見・早期指導が重要であり、妥当なものとする。 |
| 活動に対する評価の案 | 違反転用者への聞き取りを実施したものの、是正されていないものがある。県と連携し是正指導を強化する必要。 違反転用の啓発活動について、広報誌への掲載は実施したが、ホームページへの掲載は出来なかった。 |

(5) 地域の農業者等からの意見等

| | |
|---------------|------|
| 目標の評価案に対する意見等 | 意見なし |
| 活動の評価案に対する意見等 | 意見なし |

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

| | |
|------------|---|
| 目標に対する評価結果 | 違反転用は発生防止及び早期発見・早期指導が重要であり、妥当なものとする。 |
| 活動に対する評価結果 | 違反転用者への聞き取りを実施したものの、是正されていないものがある。県と連携し是正指導を強化する必要。 違反転用の啓発活動について、広報誌への掲載は実施したが、ホームページへの掲載は出来なかった。 |

その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。